

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる翌日が休日には、  
当たる翌日は、  
当たる翌日)

告

示

## 鳥取県告示第六百四十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十一年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十三年九月二十七日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名 称	所 在 地	診 療 科 名	開 設 者 名
昭和四十三年九月一日	鳥取医療生協	氣高郡鹿野町字今市西三番地	整形外科、 内科	鳥取勤労者医療 生活協同組合

## 鳥取県告示第六百五十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十三年九月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	住 所	登 錄 の 記 号	登 錄 の 年 月 日
柄 川 二 郎	西伯郡大山町安原一六五	鳥医一三九一	昭和四十三年九月十三日
岡 田 英 彦	米子市内町一六一	鳥医一三九二	"
加 藤 大 司	祇園町二丁目	鳥医一三九三	"
佐藤鶴子方			

## 鳥取県告示第六百五十一号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十一号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したから、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年九月二十七日

鳥取県知事 石破一朗

在地 申出の都道府県名 全国 昭和四十三年九月五日

米子高島屋  
歯科診療所  
所 在 地 申出の都道府県名 全国 昭和四十三年九月五日

本田 医院  
八幡市角盤町一丁目三〇

隅田歯科医院  
角盤町二丁目一三

林原皮膚科泌尿器科医院  
博芳町四丁目二六〇

脇田産婦人科  
中町一丁目一〇一

米原内科胃腸科  
西伯郡会見町諸木一五六

## 鳥取県告示第六百五十一号

野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第二百二十一号）第八条第一項の規定に基づき、東伯中部野菜指定産地の生産出荷近代化計画をたてたので、同法同条同項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

昭和四十三年九月二十七日

鳥取県知事 田口 破 一朗

東伯中部野菜指定産地生産出荷近代化計画

1

生産出荷近代化計画樹立地区  
野菜指定産地名 東伯中部

指定野菜の種別  
秋冬だいこん

野菜指定産地の区域 鳥取県東伯郡の内大柴町

2

生産出荷近代化計画の内容  
(1) 基本構想

ア 作付面積、生産数量及び指定消費地域に対する出荷数量に関する事項

昭和46年度を目標年度とする計画は、次のとおりとする。

(ア) 作付面積 70ha (昭和41年度27ha)

(イ) 生産数量 2,800t (昭和41年度1,300t)

(ウ) 指定消費地域に対する出荷数量2,050t (昭和41年度904t)

## イ 生産の近代化に関する事項

県當は場整備事業によるほ場区画の整備拡大及び農道整備により、大型機械の導入を可能にし作目の集団化を行ない、水田高度集団栽培で導入された大型機械の深耕耕起、整地及び病害虫防除面への活用を行ない、資材の運搬、生産物の集荷運搬の迅速化を図る等生産の合理化及び省力化を行なう。またスプリンクラーかん水施設による生産の安定化及びかる水労力の省力化を行なう。

区域内排水不良地区に排水路を整備し、豪雨による浸害の発生を

期間に連続出荷を行なう。

(単位:t)

年次	仕向先 指定地域 消費 量付	そ の 外 向 け	そ の 内 向 け	他 合 計
現 在	904	92	54	

イ 生産出荷近代化事業計画

昭和43年度から3箇年計画で、推進予定の主要事業の内容は、次のとおりとする。

(2) 生産出荷近代化計画に関する具体的な計画

ア 作付面積、生産数量及び指定消費地域に対する出荷数量

(ア) 作付面積及び生産数量

作付面積は、昭和41年度52haから、生産条件を整備しつつ漸次増反を図り、昭和46年度70haを目指とする。また生産量は、10a当たり2500kgから4000kgを目標に增收を図り、総生産量2,800tをあげる。

項目	作付面積 (ha)	10a当たり生 産数量 (kg)	生産数量 (t)	備考
現 在	52	2,500	1,300	
目標年次 (昭和46年)	70	4,000	2,800	

(イ) 指定消費地域に対する出荷数量

指定消費地域向けは2,050t、その他350tを11月から3月までの

生産近代化施設導入	トラクター付作業機	2	178	70 除雪板2基
-----------	-----------	---	-----	----------

出荷近代化施設導入	集出荷用建物	1	178	70	だいこん集荷所1棟
	集出荷用機械	1	178	70	水洗施設1セント

## 鳥取県告示第六百五十三号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十三年九月二十七日

鳥取県知事 石 破 一 朗

登録番号	肥料の名称	保証成分量(パーセント)		生産業者の住所 及び氏名
		窒素全量	りん酸全量	
鳥取県第一七八号	五・二なたね油かす	五・二	二・二	一・三 米子市上後藤 平尾武義

## 鳥取県告示第六百五十四号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領により、結核病検査、ブルセラ病検査、ピロプラズマ病検査及び駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第二百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に對して検査又は駆除を受けることを命ずる。

昭和四十三年九月二十七日

鳥取県知事 石 破 一 朗

鳥取県知事 石 破 一 朗

- 一 実施の目的 結核病、ブルセラ病及びピロプラズマ病予防のため  
二 實施する区域 別表のとおり

- 三 實施の対象となる家畜の種類及び範囲

## 1 結核病検査及びブルセラ病検査

搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

## 2 ピロプラズマ病検査及び駆除

牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

## 四 實施の期日 別表のとおり

## 五 検査の方法

- 1 結核病検査 ツベルクリン皮内反応
- 2 ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法
- 3 ピロプラズマ病検査 血液塗抹検査
- 4 だに駆除 BHC散布

## 別表

## 結核病検査及びブルセラ病検査

実施期日	実施区域	実施場所
十月十一日	赤崎町	金屋、高岡診療場
"	東伯町	徳方、保、二軒屋"

実施期日	実施区域	実施場所	実施場所	実施場所
十月七日	三朝町	大谷検診場	八幡、笠見、田越、	八橋、笠見、田越、
" 八日	"	木地山 "	黒兒、横田、国府、国分寺、大谷、	黒兒、横田、国府、国分寺、大谷、
" 九日	倉吉市	富海 "	倉吉市	倉吉市
" 十一日	関金町	大河原 "	赤崎町	赤崎町
			栗尾、倉吉市農業協同組合西郷支所、福庭、清谷、	栗尾、倉吉市農業協同組合西郷支所、福庭、清谷、
			向原、湯坂 "	向原、湯坂 "
			東伯町	東伯町
			倉坂、一ツ屋、三保 "	倉坂、一ツ屋、三保 "

ピロプラズマ病検査及びだに駆除

**鳥取県告示第六百五十六号**  
 建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十三年九月二十七日から用途廃止した。

昭和四十三年九月二十七日

場所	面積(平方メートル)	用途
米子市車尾字ハゼノ木一、四三五ノ一番地先	九・七二	道路敷

**鳥取県告示第六百五十七号**

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十三年九月二十七日から用途廃止した。

昭和四十三年九月二十七日

鳥取県知事 石破二朗

場所	面積(平方メートル)	用途
鳥取市湯所町一丁目五五〇ノ二番地先	五五・九〇	道路敷
" 五四八番地先から	七一・九六	水路敷
五五〇ノ一一番地先まで		

**鳥取県告示第六百五十五号**

昭和四十三年四月鳥取県告示第二百五十八号(家畜伝染病予防法による結核病検査等の実施について)の一部を次のように改正し、昭和四十三年九月二十七日から施行する。

昭和四十三年九月二十七日

鳥取県知事 石破二朗

第三号のるただし書を次のように改める。

ただし、生後五十日未満のもの、分べん前後一月以内のもの及び豚コレラ生ウイルス予防液を接種したものと除く。

**鳥取県告示第六百五十八号**

建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第九条の規定による申請に基づき、次とのおり昭和四十三年九月二十日道路の位置を指定定

したで、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十三年九月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

四五九〃  
四五〇の一〃

四五一〃  
四五二〃

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市瓦町 壱岐宗一	鳥取市安長字河原口 四四三の一部 四四四〃 四四五〃 四五六〃 四四八〃 四四九〃 四五〇の一〃 四五〇の二〃 四五二地先農道	幅員 四・〇〇メートル 延長 五三三・四〇メー トル
鳥取市瓦町 壱岐宗一	鳥取市安長字河原口 四四三の一部 四四四〃 四四五〃 四五六〃 四五六〃 四四八〃 四四九〃 四五〇の一〃 四五〇の二〃 四五二地先農道	幅員 四・〇〇メートル 延長 五三三・四〇メー トル
鳥取市瓦町 壱岐宗一	鳥取市安長字河原口 四四三の一部 四四四〃 四四五〃 四五六〃 四五六〃 四四八〃 四四九〃 四五〇の一〃 四五〇の二〃 四五二地先農道	幅員 四・〇〇メートル 延長 五三三・四〇メー トル

### 鳥取県告示第六百五十九号

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号（鶏等の移入を禁止する区域の指定について）の一部を次のように改正し、昭和四十三年九月二十七日から施行する。

昭和四十三年九月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表を次のように改める。

### 別表

神奈川県 三重県津市 京都府中郡 岡山県和気郡 宮崎県 鹿児島県

### 鳥取県告示第六百六十号

昭和四十三年五月鳥取県告示第三百九十四号（豚等の移入を禁止する区域の指定について）の一部を次のように改正し、昭和四十三年九月二十七日から施行する。

昭和四十三年九月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表を次のように改める。

別表

茨城県東茨城郡	同県勝田市	同県土浦市	同県水戸市	同県那珂郡
同県常陸太田市	同県久慈郡	同県西茨城郡	同県稻敷郡	同県鹿島郡
同県行方郡	同県筑波郡	同県北茨城郡	同県那珂湊市	同県下館市
同県結城市	同県新治郡	栃木県芳賀郡	埼玉県加須市	千葉県野田市
同県香取郡	同県柏市	同県東葛飾郡	神奈川県川崎市	同県相模原市
同県横浜市	同県厚木市	同県平塚市	同県愛甲郡	静岡県田方郡 島
根県江津市	岡山県津山市	福岡県行橋市		

## 教 育 委 員 会 告 示

### 鳥取県教育委員会告示第十六号

臨臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十三年九月二十七日

鳥取県教育委員会委員長 井 上 善 一

一日時 昭和四十三年九月二十八日 午前十一時三十分

二 場 所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会委員室  
三 議 題 1 市町村教育委員会教育長の承認について  
2 その他

る規制について) の一部を次のように改正し、昭和四十三年十月一日から施行する。

昭和四十三年九月二十七日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 藏

5の項中

鳥取市吉成二四八番地地先

を

鳥取市吉成二四八番地地先

に改める。

8の項中

鳥取市卯垣一五三番地地先

を

立川町四丁目一四七番地地先

一 海浪一雄方前

を

立川町四丁目一四七番地地先

一

を

一四八番地の地先

一

を

に改める。

## 公 安 委 員 会 告 示

### 鳥取県公安委員会告示第五十九号

昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会告示第十三号(道路の交通に関する

鳥取県公安委員会告示第六十号

昭和四十二年十一月鳥取県公安委員会告示第四十九号(信号機の設置場所について)の一部を次のように改正し、昭和四十三年十月一日から施行

する。

昭和四十三年九月二十七日

鳥取県公安委員会委員長 澤 住 辰 藏

表中

三十四	鳥取市田島字見尾村一三八番 の四地先交差点(十字路)	定周期式(一段式) 設置車両進行の信号付
三十三	鳥取市南町四四一一番地地先交 差点(十字路)	定周期式(一段式)
十四	米子市西福原四六一番地の四 地先交差点(十字路)	定期期式(一段式) 車両に対する左折 可の表示付設
		を に、 を

に改める。